

稚内市中小企業振興助成金（商店街空き店舗活用事業助成金）交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、稚内市中小企業振興基本条例（平成29年稚内市条例第11号）第5条第1号に掲げる基本方針に基づき、商店街の振興を図るため、中小企業者等が商店街の空き店舗を活用して行う事業の実施に必要な経費に対して稚内市中小企業振興助成金（商店街空き店舗活用事業助成金）（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- （2）地域経済団体 稚内市中小企業振興基本条例第2条第2項第2号に規定する地域経済団体をいう。
- （3）空き店舗 事業の用に供していない状態が現に継続している店舗をいう。

（助成対象者）

第3 助成金の交付を受けることができる者は、中小企業者その他市長が適当と認める者（以下「中小企業者等」という。）であって、次に掲げる要件を全て（当該中小企業者等がやむを得ない理由により既存店舗から移転する場合にあっては、第3号に掲げる要件を除く。）満たしている者とする。

- （1）稚内中央商店街、稚内駅前通り商店街又はオレンジ通り商店街の空き店舗において新たに事業を営む者であること。
- （2）稚内市内に主たる事務所を有する個人又は法人であること。
- （3）中小企業者等であって、事業規模拡大及び別業種として開業するもの（既存店舗における営業を行わない者を除く。）であること。
- （4）地域経済団体への加入をしていること。
- （5）出店後、3年以上継続して営業できる見込みがあること。
- （6）おおむね週5日程度、20時間以上営業するものであること。
- （7）事前に稚内中小企業相談所が実施する創業相談を受け、適切な事業計画を有している者として、推薦を得ていること。
- （8）市税等の滞納がないこと。
- （9）市内に事業所を有する施工業者により、空き店舗の改修を行う者であること。ただし、改修を行わない場合及び特殊な内外装の施行等を行う場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象

者としない。

- (1) 別表第1に定める非対象業種及び別表第2に定める非対象営業以外の業種又は営業を行おうとする者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係する者であること。
- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者であること。
- (4) 国、道、市等の他の助成制度の適用を受けていること。
- (5) その他市長が適切でないと判断する事業を実施しようとする者であること。

（助成対象事業）

第4 助成金の交付対象となる事業は、助成対象者が商店街の空き店舗を活用して開業するために、次の各号のいずれかに該当する融資を受ける事業（以下「助成対象事業」という。）とする。

- (1) 国又は地方公共団体が実施する開業に係る融資
- (2) 政策金融機関が実施する開業に係る融資
- (3) 民間金融機関が実施する開業に係る融資
- (4) 公共的団体が実施する前3号に掲げる融資に準ずる融資

（助成対象経費）

第5 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、事業規模拡大又は別業種としての開業に要する経費のうち、土地及び建物（自社若しくはグループ会社又は本人、配偶者若しくは3親等内の親族が所有する土地及び建物を除く。）の賃借料（敷金、礼金、駐車場使用料、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸経費を除くものとする。）並びに初期設備費、建物取得費その他市長が特に必要と認める経費（以下「初期設備費等」という。）とする。

（助成金の交付額等）

第6 助成金の交付額は、次の各号に掲げる助成対象経費の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、助成金の交付額の総額は、当該年度の予算で定める額を超えることができない。

- (1) 土地及び建物賃借料 1月あたりの土地及び建物賃借料の2分の1以内の額であって、5万円を超えない額とする。
- (2) 初期設備費等 初期設備費等の2分の1以内の額であって、50万円を超えない額とする。

2 土地及び建物賃借料に係る助成金の助成期間は、最長6月とする。

（交付の申請）

第7 助成金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式の創業計画書（これに準ずる創業計画書を含む。）を稚内中小企業相談所へ提出し、別記第2号

様式の推薦書の交付を受けた後でなければ、助成金の申請をすることができない。

2 稚内市補助金等交付規則（平成 17 年稚内市規則第 18 号）第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 稚内中小企業相談所が発行する推薦書（発行から 6 月以内のものに限る。）

(2) 別記第 1 号様式の創業計画書（これに準ずる創業計画書を含む。）の写し

(3) 開業に係る融資が決定していることを確認できる書類

(4) 土地及び建物の賃貸借契約書の写し

(5) 見積書の写し、図面、改修等前の現況写真等（初期設備費等に係る助成金を申請する場合に限る。）

(6) 市税等を滞納していないことを証明する書類

(7) 店舗の位置図

(8) 別記第 3 号様式の事前着手理由書（第 8 ただし書の規定の適用を受けようとする場合に限る。）

（事業の着手時期）

第 8 事業の着手時期は、稚内市補助金等交付規則第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による交付の決定があった日以後でなければならない。ただし、事業の性質その他のやむを得ない事由があると市長が特に認める場合は、この限りでない。

（実績報告の提出）

第 9 稚内市補助金等交付規則第 16 条第 3 号に掲げる市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 助成期間の土地及び建物賃借料の支払領収書の写し

(2) 初期設備費等に係る支払領収書の写し及び完工写真

（補則）

第 10 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、稚内市補助金等交付規則及び稚内市補助金の交付に関する取扱規程（平成 17 年稚内市訓令第 7 号）に定めるところによる。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定が行われた助成金については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 29 日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日決裁）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3関係） **【別添】**

別表第2（第3関係） **【別添】**

別記第1号様式（第7関係） **【別添】**

別記第2号様式（第7関係） **【別添】**

別記第3号様式（第7関係） **【別添】**